

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会 (令和3年度 第3回)	
事務局(担当課)	政策経営部 区民相談課	
開催日時	令和3年9月7日(火) 午前10時00分～12時10分	
開催場所	豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室	
議 題	<p>諮 問</p> <p>(1) 諮問第18号 私債権等管理支援事業の委託に係る措置</p> <p>(2) 諮問第19号 マイナンバーカード申請サポート窓口業務委託に係る措置</p> <p>(3) 諮問第20号 「としま子ども若者応援基金」を活用したひとり親家庭への食糧支援事業に係る児童扶養手当受給者の個人情報の目的外利用</p> <p>(4) 諮問第21号 としま子ども若者応援基金を活用したひとり親家庭への食糧支援事業の委託に係る措置</p> <p>(5) 諮問第22号 在宅医療・介護連携のための完全非公開型SNSの導入のための電算処理</p> <p>(6) 諮問第23号 在宅医療・介護連携のための完全非公開型SNSの導入のための電子計算機の結合</p> <p>(7) 諮問第24号 死産届に関する個人情報の目的外利用</p> <p>報 告</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症患者等の健康観察業務委託</p>	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数0人
	会議録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 (理由) 豊島区行政情報公開条例第7条(2)に該当するため

会 議 録

出席者	委員	草葉 隆義（会長）、村山 健太郎、河原 弘明、小林 ひろみ、 辻 薫、松下 創一郎、岡 将太、紙子 陽子、國松 省三、田中 治、 戸内 洋二、苗加 一男 計 12 名
	説明者	収納推進担当課長、会計管理室長、総合窓口課長、子育て支援課長、 長崎健康相談所長、健康推進課長、
	関係人	情報管理課長、人事課長、契約課長、国民健康保険課長、 生活産業課長、高齢者福祉課長、障害福祉課長、生活福祉課長、 住宅課長、教育施策推進担当課長、放課後対策課長
	事務局	政策経営部長、区民相談課長、区民相談担当係長（行政情報）

審 議 経 過

No.1

区民相談課長：それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は欠席者、松戸委員より所用のためご欠席のご連絡をいただいております。傍聴の方は今のところございません。

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。事前に送付させていただきましたが、ご持参いただいておりますでしょうか。

送付いたしました資料は、諮問資料2から4の資料、諮問資料5、6及び報告1の資料で二度に分けてお送りしております。また、諮問資料1、諮問資料7及び諮問案件が増えたことから、次第の内容が変わったため、差し替え分の次第を机上配付させていただいております。諮問資料3、4についても、記載内容に修正がございましたため、差し替え資料を机上配付とさせていただきます。資料番号の上に差し替え分と記載させていただいております。

なお、諮問資料1について、資料をお送りした際に、前回お配りした資料をお持ちくださいようお願いいたしました。所管課より、前回お配りした資料についても一部修正があるとの連絡がありましたため、資料は全て差し替えとさせていただきます。

お手元の資料をご確認いただき、不足している資料がございましたら、お声がけください。お持ちいたします。ご確認をお願いいたします。

諮問資料1、諮問第18号は、前回、令和3年度第2回審議会でご審議いただきましたが、継続しての審議となった案件でございます。諮問資料7、諮問第24号は、二度目に資料をお送りした際に、諮問依頼が届いた案件でございます。内容を確認した上で、急ぎ諮問したほうがよいと判断し、今回の諮問とさせていただきます。

それでは、開会につきまして、草葉会長、よろしくをお願いいたします。

会 長：ただいまより、令和3年度第3回豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会を開催します。本日は諮問事項7件、報告事項1件を予定しております。会場が午前中のみのご使用となっておりますため、11時30分前後の終了を目指したいと考えております。皆様のご協力をお願いいたします。

なお、本日は緊急事態宣言中でございますが、換気等、感染予防に配慮した上で開催させていただくことを会長として判断させていただきました。

それでは、早々に審議に入りたいと思います。

それでは、議題に入りたいと思います。

議題の諮問事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

区民相談課長：それでは、豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

諮問第18号、私債券等管理支援事業の委託に係る措置。

諮問第19号、マイナンバーカード申請サポート窓口業務委託に係る措置。

諮問第20号「としま子ども若者応援基金」を活用したひとり親家庭への食糧支援に係る児童扶養手当受給者の個人情報の目的外利用。

審 議 経 過

No.2

諮問第21号、としま子ども若者応援基金を活用したひとり親家庭への食糧支援事業の委託に係る措置。

諮問第22号、在宅医療・介護連携のための完全非公開型SNSの導入のための電算処理。

諮問第23号、在宅医療・介護連携のための完全非公開型SNSの導入のための電子計算機の結合。

諮問第24号、死産届に関する個人情報の目的外利用。

以上、7件でございます。それでは審議のほど、よろしくお願いたします。

なお、ご発言いただく際は、録音の関係から、必ずお近くのマイクをご使用くださいますようお願いいたします。ご使用の際はスイッチを押していただき、発言が終わった際はスイッチをお切りくださいますようお願いいたします。

会 長：それでは、審議に入りたいと思います。

諮問第18号につきましては、前回からの継続案件でございます。前回における委員の皆様のご意見を総括しますと、当該委託事業については、個人情報である住所、氏名の提供を必要とする根拠が不明であるというものであります。所管課を代表する収納推進担当課長から事業内容及びそれに係る個人情報の必要性についての説明を再度いただいた上で判断をするといった内容で継続審議となったものであります。よろしくお願いたします。

区民相談課長：資料1、諮問第18号について、収納推進担当課長よりご説明申し上げます。

なお、会長からもご説明いただきましたとおり、諮問第18号は前回からの継続案件でございます。本日は、前回、委員の皆様のからいただいた疑問点について、特に収納推進担当課長からご説明いたしたいと存じます。

会 長：推進担当課長、お願いたします。

収納推進担当課長：では、件名、私債権等管理支援事業の委託に係る措置につきまして、前回に引き続き、改めての諮問となります。恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いたします。

まず、前回配付しました資料の中で1点修正がございますので、その説明をまずさせていただきますと思います。

資料1、諮問資料（業務委託）をお取り出してください。

項番2、業務の内容の中の、2、該当者等のところでございます。前回は、私債権等の所管課の私債権等管理台帳に登録された債務者、約1万2,000人という記載でございました。この1万2,000人という数は可能性がある数ということで、実際に個人情報を提供する数とは違っております。実際に提供を想定している数は、令和3年度は300件程度、令和4年度、5年度につきましては、各年度1,200件程度でございますので、修正をさせていただきますと思います。

続きまして、今回ご用意しました資料を用いた説明をさせていただきますと思います。

資料、私債権等管理支援事業の業務委託に係る個人情報の提供についてという資料

をお取り出しください。

まず、項番 1、改めまして業務の目的と委託理由、内容を説明させていただきます。

今回の事業の背景としまして、令和元年度行政監査指摘を受けたところですが、私債権等の収入未済額が増加しているという問題がございます。そのため、負担の公平及び債権管理の合理化・能率化の両立を図るために、早急な対策を取ることが求められている状況でございます。

公正・公平性と合理的効率性を両立しての債権回収には、専門的なノウハウの蓄積が必要であるところ、現在、所管課にはそのノウハウというのが欠けているという状況でございます。そのため、令和 3 年度から 5 年度に限り、債権管理のための現状分析、債権回収プランの作成等による支援を法律事務所に委託し、全庁的な債権管理支援体制を構築するという事を考えているところでございます。

なお、本事業におきましては、私債権等の滞納者というのは、生活保護受給者等、生活困窮者も多いところから、個々の債務者の生活状況に十分配慮しながら、適正に債権放棄を行っていく局面が大きいかと思っております。一方で、不正受給であるとか、真に悪質な滞納状況と認めた場合の適切な対応等、改めて今後の債権管理が適正、合理的、かつ公平なものへと向上に資するべく実施していきたいと思っております。

続きまして、項番 2、前回、第 2 回、諮問第 1 8 号の主な質疑でございます。表に 3 点ほど、まとめさせていただきました。

前回、問題になった点としましては、一つ目として、受託事業者（法律事務所）への相談では、氏名、住所等を出さず、A、B と記号化して相談できないか。氏名、住所等の提供が必要なケースはどういうものがあるのかという点がまず一つと。

二つ目としては、相談案件の類型化とはどういったものか。

資料裏面をちょっとおめくりください。3 番目として、弁護士に相談するときは、利益相反行為とならないよう、氏名等の個人情報を提供する必要があるのではないかという三つの質問が主だった質問だったと理解しております。

それでは、表に戻りまして、その質問に対して今回、ご回答、補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、一つ目の質問に対してでございますが、前回の審議会の中では、初めに、複数の類似した案件を一つに類型化して、氏名、住所等の個人情報は提供しないことを考え、そういった説明をしたところでございます。別表の資料を配付してございますが、ご確認をお願いします。

別表、前回審議会で説明した類型化のイメージでございます。これは、生活福祉課の生業資金ということをして、どういったイメージを前回していたかという説明をさせていただきます。

表の項目として、左上、借受人氏名、右に行きますと、年齢、住所、少し飛びまして保証人の氏名、住所。また、その右側に行きますと、貸付額、残額、その後、記録といったような表があったとした場合に、この名前を例えば A、住所を小文字の a とか、また

審 議 経 過

No.4

は保証人の氏名についても a-1 といったように記号化をして、個人を特定できない形で渡すということを考えておりました。

こういった似た案件につきまして、法律事務所のほうから、何らかの回答、プランの回答をいただきましたら、似た案件は区がマニュアルを基に処理をしていくということを前回考えていた次第でございます。

また資料にお戻りください。

こういったことを前回考えたわけですが、前回の審議会の後、改めて制度検討に向けて相談をしている法律事務所に確認したところでございますが、こういった氏名、住所等を記号化した場合、次の点が課題になるとの示唆を得たところでございます。

まず、①として、記号化のミス及び対象者の取り違えのリスクが、区及び受託事業者双方にあることでございます。この記号化のミスというのは、関係者が多くなった場合、例えば、本人、配偶者、親族、保証人と関係者が多くなったときに、また、書類も複数枚存在するようなときに、A、B、Cという記号化を取り違えてミスしてしまうというところが、まず1点。

取り違えのリスクというのは、例えば法律事務所のほうから、こういった込み入った案件で、なおかつ、いろいろな課から同時に相談を持ちかけられる状況の中で、一つの案件について、Bさんに対して何々してくださいという提案を述べようとしたところ、法律事務所のほうで誤って、Cに対して何々してくださいと取り違えてしまうおそれがあるというところでございます。

続きまして、②でございます。受託事業者にとって、記号化された書類等を見ただけでは、その相談対象者の進捗状況が具体的、かつ正確に確認できないため、アドバイス等も具体的に伝えにくいということがございます。これは、例えば弁護士のほうから、その相談の方の住民票を取ってくださいと言われたときに、区のほうで住民票を取って、その住民票の名前等を記号化した上で、弁護士に取ってきましてと見せたととしても、その住民票が真に相談者のものかどうか当然分からない状況がございます。そういった意味で、ちゃんと指示したことが履行されているかどうかの確認が取りづらいということでございます。

③として、今後、債権放棄等、具体的な処分を行っていくに当たっては、本人及び保証人の収入、支出、資産、負債の状況など、そういった状況を総合的に加味した上での判断が必要になります。その相談、支援の上では個人情報提供が不可欠になってくるということでございます。

こういった実務上の点から、委託目的を実現するために、氏名、住所等の情報を提供する必要があると考えるところでございます。

その下の丸印でございます。もう一つ、氏名等が必要な理由としまして、先ほど申ししたことと表裏のこととなりますが、氏名、住所等が記号化されていたとしても、弁護士法等に規定されています利益相反行為に当たる可能性がある限り、相談に対する具体的な回答は得られないということを確認したところでございます。

審 議 経 過

No.5

したがいまして、前回の審議会の説明では氏名、住所等の個人情報提供しないといった説明をしたところでございますが、大変恐縮ではございますが、それを撤回させていただきまして、受託事業者への相談・検討対象とする案件につきましては、その相談の当初の段階から、氏名、住所等を含んだ情報を提供する必要があると考えているところでございます。

件数につきましては、先ほど修正の説明をしたとおり、令和3年度は300件程度、令和4年度、5年度は各年度1,200件程度を想定しているところでございます。

続きまして、質問の二つ目につきましての回答でございます。裏面をご確認ください。

まず、債務者の多い課については、全ての債務者を相談案件として依頼することができません。多い課につきましては1,000件を超える滞納者を抱えている課がございますので、全件依頼ということは難しい状況でございます。ですので、債務者の状況に応じて優先順位をつけることで、その処理をしていく必要があると考えているところでございます。

一方、債務者の少ない課につきましては、本委託に向けて、必ずしも類型化を実施しないということを考えております。類型化せず、少ない課ですと数件、または十数件という課もございますので、その案件を全て、そのまま相談に回すということを考えているところでございます。

こういった類型化の手順をもう少し詳しく説明するべく、別紙をご用意しておりますので、別紙をご確認ください。

相談案件を処理依頼するためのフロー図でございます。まず、一つ目として、債務者が多い課の類型化のやり方でございます。一番上に、債務者（私債権等管理台帳等）とございます。これが多い課ですと、数十件、1,000件といった数を持っているところでございますが、それをまず、相談案件を選定するという事を考えております。選定の基準は、例として、まず、A、未収金額の多い順、B、時効到来までの期間が短い順、C、債務者が生きているか、死んでいるか、Dとしては、居住地が区内なのか、都内、都外なのかといったような、A、B、C、Dといったふうに、まず類型化することを例として考えております。

このグループ化されたA、B、C、Dの中で、実際に相談に回せるのは月に100件程度でございます。その中でさらに優先的に回していくかにつきましては、所管課事務局で調整をしながら行っていくということを考えております。

また、この段階で選定されなかった案件につきましては、右側の矢印にあるとおり、また違う基準を考えると、またはイレギュラー案件としてそのまま出すとか、そういった検討もしていきたいというところでございます。

選定が終わりましたら、こういった私債権等管理台帳等を紙ベース、またはCDといった形で提供していくわけですが、受託事業者のほうで、それを見ながら、債務者個々の債権回収プランを作成していくということになります。

この債権回収プランの作成については、その下に説明がありますとおり、その案件を

審 議 経 過

No.6

見て、回収をしていくのか、または欠損手続を行っていったほうがいいのかという判断をしていただくところでございます。その中において個人情報の確認、時効期限までの時期といったものを確認しつつ、誰に書面を送付するのか、電話するのかというのを決めていく。このプランの作成については、相談台帳等を渡して、すぐにプランができるというものではありません。※印にありますように、何度か所管課と受託事業者との間でやり取りをし、手順を踏みながら、プランが出来上がっていくというものでございます。

プランの提示が行われましたら、区のほうでプランの実施をし、その実施内容を債権管理マニュアルの中に落とし込んでいく。マニュアルについては、改めて受託事業者の確認をしていただくというところを考えているところでございます。その上で、相談に回せなかった案件につきましては、マニュアル等を見ながら、区のほうで処理をしていくということが、今回の業務委託のスキームでございます。

2番、債務者が少ない課について書いてございますが、先ほど説明したとおり、類型化する案件が少ないので、全ての案件を、個人情報を渡すということを考えているところでございます。

いま一度、資料にお戻りください。

三つ目の質問、弁護士に相談するとき、利益相反とならないように、氏名等の個人情報を提供する必要はないかの質問につきましては、先ほど申した上記1のとおり、弁護士法第25条等の規定に該当しないかの確認が必要となるということでしたので、相手方を特定するために氏名、住所等の個人情報が必要となるところでございます。

続きまして、項番3でございます。事業者を提供する個人情報でございます。(1)私債権等管理台帳、(2)生活状況申立書を今想定しているところでございます。この書類に書かれている氏名、住所等、または債権の状況といった個人情報を提供することを想定しているところでございます。

続きまして、項番4、個人情報を必要とする理由でございます。これは先ほど申し上げたとおり、(1)から(4)の理由を記載させていただいております。

最後、項番5、個人情報の取扱いでございます。紙、またはCD-ROM等の形態で、相談票というのをまた別個作りまして、これは受領証等を兼ねるものでございます。それとともに、鍵付きのケースに格納し、事務局の事務室内で受託事業者の方に来ていただき、所管課の職員にも来ていただいて、その場で書類等を手渡しで行うということを考えているところです。また、個人情報の返還につきましても、支援が終わった段階で、同様の方法で事務局の中で返還を行うということを考えております。

また、ここには記載はございませんが、今回の業務委託の受託事業者としましては、法律事務所を考えているところでございます。弁護士の方には厳しい守秘義務が課せられております。個人情報の漏えい等には十分注意をしながら、業務委託をしていきたいと考えているところでございます。

この業務委託により、所管課が私債権等の滞納処理のためのノウハウを身につける。

審 議 経 過

No.7

または区全体として問題となっております収入未済額を圧縮していくといったように、区としても重要な事業であると思っておりますので、改めてご審議のほどをよろしくお願ひします。

私のほうからは以上でございます。

会 長：お願いいたします。

会計管理室長：補足の説明させていただきます。恐れ入りますが、今回の業務の内容の中に、債権管理マニュアルの整備といったような目的がございますので、そこにつきましてのみ簡単にご説明をさせていただきたいと存じます。

本日、追加の資料といたしまして、私債権等管理マニュアル抜粋しました30ページほどのものをご用意させていただいているところでございます。

平成24年に会計課が作成いたしましたマニュアルでございまして、本来、このマニュアルに従いまして管理をしております。私も会計管理に着任をさせていただいて、内容等を見て、当初は、これでいけるのかなというふうに思っていたところがございますが、例えばでございますけれども、後ろから2枚目の25ページをお開きいただくと、ありがたく存じます。

25ページにつきましては、第21項、債権放棄について記載されているところでございまして、その中の②私債権の消滅時効に関する放棄といったようなものを、例えば例示として挙げさせていただきたいと思ひます。

この下、②のところにつきましては「消滅時効」の記載がございまして、その5行目ほど下に下りていただきますと、時効が完成しただけでは債権が消滅しないので、放棄の手続が必要ですよというふうに書かれているわけですが、では、この放棄の手続をどのような形で判断していくのかといったような部分がこのマニュアルにはございません。

また、③の「著しい生活困窮状態による放棄」といったことで、※印がその下、2行ほどにございまして、生活保護の適用基準の概ね1.2倍といったような基準はございますけれども、一方、このページの下から5行目ほどをご覧くださいと、「保証人が付されている私債権等であつて」というふうにございまして、保証債務について書かれているわけでございますが、「原則として、主たる債務に対する債権放棄は行うべきではない」といった記載になっております。これでは、ブレーキとアクセルが書かれているわけですが、そのあんばいなどは、このマニュアルだけだと、各所管課のほうに判断させるのがちょっと酷なのかなというふうに感じているところでございます。

したがいまして、今回の委託事業を通じて、各所管課のほうで、そういったものについて法律事務所のほうと相談させていただいて、それをマニュアルに反映させていくといったような形で、今のマニュアルをさらにグレードアップしていきたいというふうに思っているところでございます。そういったことも含めまして、個人情報の管理には十分注意をしながら、この事業に取り組ませていただきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

審 議 経 過

No.8

会 長：事務局のただいまの説明につきまして、なにかご意見、ご質問はありますでしょうか。
では、A委員からお願いします。

A委員：最初、僕が質問したので、前回のときも、ちょっとその件で。個人情報の氏名と住所というのは、これからは全員出すということですかね。

会 長：課長。

収納推進担当課長：相談に挙げる案件につきましては、全て出すというところでございます。

A委員：はい。前回も言いましたけど、内容自体は重要なことかなと思って、特に専門家に依頼するというのも大切なことかなとは思いますが、センシティブな内容について、区役所以外のところの第三者に出すということは、やはり慎重にやるべきではないかなというので、前回の質問をさせてもらって、特に個人情報を出すところというのは、多分皆さん、区役所内で共有されるものに関しては、ある程度理解はしているのかなと思うんですけど、第三者に出すということまでは理解していない。それに対して、この審議会で決を採ってやるということだと思っております。

ただ、今回の件は、1から3までいろいろ必要な情報というのがあるんですけど、こちら辺、僕自身どうかなと思うんですけど、ただ、前提として、弁護士事務所に依頼するときに、利益相反チェックをしなければいけないということであれば、それは業務委託の段階で出さなければいけないということがあるので、そうしたら、もう仕方がないのかなという気はしています。

なので、私自身としては、そういう相談の情報とか、個人情報に関して出すのは、利益相反のチェックに必要ということであれば、賛成というか、仕方がないことではないかと思っておりますけど、慎重に使ってもらいたいなと思っております。

会 長：B委員。

B委員：私も、まず、区役所の中で類型化をして、そこから出すということは、ちょっとなかなか大変かなと思っていたのが1点ですね。

今回の話を聞くと、イメージとしては、この業務を、いわゆる私債権の管理業務を免除するとか、ちゃんと場合によっては訴訟するとか、そういうことについて、区はノウハウがないので、弁護士さんにアドバイスをもらいますということであれば、もう全ての案件が弁護士に相談をしないとできないと。そういう業務委託だとすれば、そういうことなのかなと。

いや、そうではなくて、一部なんですよという話があったのと、それから、前回言ったように、実際にそういう可能性があるみたいなお話だったので、仮定として、そういうことがある可能性があるという諮問なのかとちょっと思っていたんですが、今回、そういうことでいえば、その二つの疑問はほぼ解決されたかなと。仮定の話ではなくて、相談をするのであれば、全て弁護士事務所のほうに情報を出さないといけないんだということの理解に大体至りました。

ただ、一応確認をしたいのは、そういう点では、当初、1万2,000人ぐらいの対象者がいるんですけども、該当者数としては、令和3年度は300件程度で、令和4、5年度は各年度1,200件程度。そうすると、2,700件程度というふうになる理

審 議 経 過

No.9

由というか、この数字の根拠、ここをもう一回説明してもらえたらいいかなと思うんですが。

会 長：課長からお願いします。

収納推進担当課長：2, 700件の根拠でございますが、これは、法律事務所に月のうちどれぐらい処理をしていただけるかという確認の中で、月100件程度であろうというところから導き出した数字でございます。

会 長：B委員。

B委員：それと、逆に言えば、どんどんやっていけば、全部法律事務所に相談しなくてもできる案件も出てくるということ想定しているということではないのでしょうか。

会 長：事務局のほうから。

会計管理室長：今、ご指摘いただいたとおりでございます。基本的にはノウハウの不足を補っていくのがこの事業の目的でございます。したがって、次年度以降1, 200件、1, 200件というふうに申し上げましたけれども、例えば令和4年の1, 200件の中で、相当程度マニュアルのほうも整備をされて、次の年はそこまでやる必要がないよといったようなことになれば、独立して区の職員がやっていくといったようなことも考えられるのかなと思っております。しかしながら、一方、難しい点があれば、やはり1年でというのなかなか酷かなというふうに思いますので、3年ほどお時間をいただきたいというふうに考えているところでございます。

B委員：分かりました。ありがとうございます。

会 長：C委員。

C委員：すみません。質問というより意見なんですけれども、私は基本的に、弁護士に相談するときには、弁護士のほうが、自分が依頼を受けたり、信頼関係に基づいて相談を受けた事件であると、反対当事者からの新たな委任は受けられないという意味で、やはり責任を持って仕事をする上で、氏名・住所というのは本人の特定のために必要な情報だと思っておりますので、今回のように相談するときには、提供するという扱いのほうが適切であるというふうに考えます。

それで、月100件ということなんですけど、それも割と大きな規模の事務所だから可能なんだと思うんですけれども、債権回収でもかなり弁護士の業務はオーダーメイドで、その人、その人個人のケースによって、背景とか生活状況とか、その人が収入があるか、健康状態、家族の援助、そういうことも含めた上で、これは取るべき、回収まで、取立てまで進んでいくべき案件なのか、それはもうコストがかかるだけで訴訟なんか絶対にするべきではないのか、区であると、もう債権放棄するのかというような判断をしていくと思うので、すごく多数あるということで、そのノウハウなどは蓄積されていくということはあると思うんですけれども、最初のところは機械的な処理ができるものではないので、かなり数の限定は、その意味で月100件というのは妥当なところかなというふうに感じました。

それから、センシティブな情報なんですけど、ここにリストがある情報の項目全部だとすごくセンシティブなんですけど、多分、普通の市が施設を使わせるとか、いろんな

審 議 経 過

No.10

私債権が発生する状況を考えると、必ずしも債務者のこういう経済条件や資力や、全部のことを知っている、情報を持っているわけでもないと思われまますので、これは債権回収するときに、では、債務者にどういう財産があったり、可能性があるだろうかということで、こういう項目があったら知りたいですし、聞き取りを弁護士のほうはすると思いますけれども、多分ここまで分かっている債務者、相手方の方ばかりではないと思います。ですので、そんなに実効的にどんどん回収ができるような財産があるという感じでもなく、多分困っている方が多いというお話があると思うので、実際は結構相談することが債権放棄につながったり、一定の処理につながることで、相手方にとってもいい利益になるという面があるのではないかなというふうに思いました。

そのくらいですかね。以上です。

D委員：では、よろしいですか。

会 長：D委員。

D委員：私も今回の件はよろしいかと思うんですけど、前回、1万2,000人について、全て情報が出るかのような感じだったんですが、300件とか1,200件というふうに、必要性の高いものに限定されているというふうなことで、個人情報の侵害の程度はかなり下がっているのと、他方、それを提供する必要性が上がっているというふうなことでよろしいのかなというふうには思っております。

ただ、一つだけお聞きしたいのは、これは、本人確認が必要な情報というのは、今後、本人確認が必要になるときの情報の範囲は、どれぐらいになるのかということの関係で、本人確認する場合は、普通氏名と生年月日でするんですかね。住所というのは、これは別に住所が必要ないから出す必要がないという話ではなくて、本人確認が厳密に必要なようになってくると弁護士事務所のほうが言ったら、これは氏名と生年月日で確認するというふうなことで、この理由で出すのは氏名と生年月日の部分ということですかね。

会 長：課長。

収納推進担当課長：本人を特定するには、当然、氏名、住所でございます。ただ、弁護士事務所を確認したところ、先ほど別表という形でお示ししたとおり、こういった氏名をAとか、住所をaとか記号化していったとしても、そのほかの具体的な情報を提供するようなときは、それは利益相反に当たる可能性があるということで、それは、たとえ名前が記号化されていたとしても駄目だと、そういった判断でございました。

会 長：はい、D委員。

D委員：お聞きしたいのは、本人確認に使用する部分と、それから、本人確認のために出して、それ以外の住所とか電話番号とか、記号化しようと思えばできるんですけど、これは個人情報の保護の必要性が高いかどうかに応じて、匿名化すると行政コストが非常にかかるのであれば、それはあえて処理しないで出すというふうな処理もあり得ると思うので、その部分、別に反対するというふうな意図ではなくて、ただ、本人確認する場合に必要なだというふうな説明でカバーされているのは、普通、氏名と生年月日、住所だと移ってしまって、むしろ本人かどうか分からなくなってしまったりするので、この理由で、つまり本人の利益相反とか、本人を特定するために出している部分というのは、氏

審 議 経 過

No.11

名と生年月日で、それ以外は、わざわざ匿名化とか類型化の処理をすると行政コストが非常にかさんでくるので、出さないというふうな説明もされているのかなというふうに理解をして、それならよろしいのかなと思ったんですけども。

会 長：事務局からお願いします。

会計管理室長：基本的には氏名と住所は、非常に重要なキーアイテムかなというふうに思っています。と申しますのは、生年月日も含めて、いわゆる基本4情報とかという形で、我々は考えることが多くございますけれども、今、ご指摘いただいたように、転居なさるケースもありますし、豊島区程度の規模になりますと、同姓同名といったようなケースも多々ございますので、氏名だけでは当然チェックできないですし、そこに住所が加わるのがいいのか、住所については転居といったようなことがあるので、生年月日も加えるのかといったようなところについては、今後、具体的に受託先が決まりましたら、必要な範囲を絞り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

会 長：D委員。

D委員：分かりました。では、本人特定に必要な範囲を絞り込んだ上で、ただ、そこが一番重要な個人情報として出てまいりますし、また、件数が少ないというふうなこともありますので、あえてほかの部分の類型化の行政コストを上げる必要があるかというふうに考えると、そこまでの必要はないのかなというふうな気もしますので、よろしいのかなというふうに考えております。

会 長：E委員、お願いします。

E委員：私も前回質問させていただいて、もう先ほど出ましたけども、令和5年までかかるところを少しでも早くやればということで、先ほどのお答えで、それでも難しい案件も出てくるだろうから、5年まではという話も必要かというお話をいただきましたので、理解できたところです。

1点、その上で、個人情報の取扱いというところで先ほどご説明がありましたけれども、5番の説明の中で、一定の鍵つきのケースで先方の事務所に運ぶということなんですけども、区役所内での取扱いはある程度想像できるんですけども、先方での取扱いをしっかりと、もちろん法律事務所ですから、当然そういうことはやっていると申すんですけども、こちら側としても先方に出向いて行って、どのような処理がされるのかというか、その点の確認はいかがなんでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：これは、この業務に限らず、個人情報の扱いでは業務委託先の現地調査等、それもしっかりとやっていきたいと思っているところでございます。

会 長：E委員。

E委員：はい。了解できました。

もう一点、やはり私もこの件数が絞られてということで賛成をさせていただきますけれども、この債権については、やはり所得の低い納税の方も多くいらっしゃると思いますので、目的は、先ほど言ったとおり、こちらの内部での構築というんですか、債権の処理の構築というところでやっていただくわけですけども、やはり豊島区は、今、

審 議 経 過

No.12

取り組んでいるとおりに、誰一人取り残さないということでは、本当に困った方がどう今後になっていくかということでは、納付相談をしっかり受けて、そのところをやはり併せて取り組んでいただきたいということを要望させて、この案件に対しては是とさせていただきます。

会 長：事務局からお願いします。

会計管理室長：こういった形で、お認めいただいた際には、マニュアルの整備も並行して行ってまいります。そういった中で、今ご指摘いただきました丁寧な相談に応じていくといったようなことを、各所管課のほうに徹底してまいりますというふうに存じます。

会 長：B委員からお願いします。

B委員：先ほど、ちょっと質問だけして、最終意見を正式には言わなかったような気もして、一言だけ。

皆さんから出ていますが、今回はこの業務委託をすることによって、適正な管理ということをやるとというのが目的であり、同時に、やはり払えない人にいつまでも債務があるからといってお金を取っていくということでは、結局解消しないことが結構あるわけですね。

例えば30万円や40万円のお金があるけど、生活保護であれば、そこから、では、幾ら返せるんですかと。5,000円返すのは今すごい大変で。そうすると、もうずっとそれを返さなければいけないということだけが残って、ペナルティーになってしまうような部分も大いにあるので、あるいは、生活保護だけではないと思いますけど、やはりその状況を見ながら、その方の自立というか、そういう状況を手助けしてやっていくという方向も見出す必要もあるというふうに思っております、そういう意味では、一定の基準をつくって、いわゆる処理をするということも必要だろうと思っております。

皆さん、思っていると思いますが、やはりそこには区民との信頼関係をつくりながら、ちゃんとやっていくというか、さっき言った取立てだけと、こういうふうになってしまうとまずいと思いますが、そうではないというのがよく分かりましたので、もちろん、個人情報の取扱いには注意をしていただきながらということで賛成をいたします。

会 長：議論も出尽くしたようですので、ここで確認をさせていただきたいと思います。

ただいまの事項について、これを是とする方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

それでは、この諮問は終了して、次の諮問に移らせていただきます。

区民相談課長：それでは、次の資料2、諮問第19号について、総合窓口課長よりご説明申し上げます。

総合窓口課長：すみません。お待たせいたしました。

会 長：着席して、ご説明いただければ結構です。

総合窓口課長：それでは失礼して、着座で説明させていただきます。ありがとうございます。

それでは2件目、マイナンバーカード申請サポート窓口業務委託に係る措置ということで、資料2をお取り出しください。これにつきましては、特定個人情報を扱うとい

審 議 経 過

No.13

うことと、業務委託ということで諮問をいたすものでございます。

まず、こちらの諮問資料の本体の説明に入る前に、参考資料をご覧ください。

まず、マイナンバーカードの申請から交付までの流れを書かせていただいております。これをご理解いただけると、これから私が説明する内容を理解していただきやすいと思います。

大きな四角が三つございまして、区民の方がいらして、下の段、左側が地方公共団体情報システム機構、いわゆる J-L i s というものです。ここは国と置き換えていただいても結構です。右側が区ということになっております。

マイナンバーカードを申請した区民の方は、J-L i s に郵送、またはスマホで交付の申請をします。カードをこの J-L i s が作成します。交付の事務は区が担っていますので、J-L i s から区にカードが送られてきます。区で交付する準備をいたしまして、区民の方に、③ですが、交付の通知をします。通知を受け取った区民の方は、区役所のほうに来ていただいて、受け取りをするというところでございます。これが基本形でございます。これ以外の形もあるんですが、豊島区はこれを採用しておりまして、交付時来庁方式というものでございまして、必ず本人確認のため1回は来ていただかなければいなくて、豊島区ではこの交付のときに窓口へ来ていただいて、本人確認をしてお渡しをするということをやっております。

今回諮問いたします内容は、左上のほうにあります吹き出しのところですが、このカードの申請のところをサポートするというものでございます。

お戻りいただきまして、本体資料の項番2から説明申し上げます。業務の内容でございます。本業務は、個人番号カード、以下、マイナンバーカードというふうに申し上げますけれども、申請時において、写真撮影や申請書記入補助等の業務を委託するものでございます。項番2のうちの1、2、3、4、内容から順次説明いたします。

内容です。マイナンバーカードの交付申請を希望するものの、ご自身で申請が困難な方のために、必要書類（マイナンバーカード交付申請書等）の点検・写真撮影・申請書への記入補助等のサポートを行います。なお、マイナンバーカード交付申請書の発行については区が行っているものでございます。先ほど申し上げましたとおり、区民の方はご自身で申請できるんですけれども、これがちょっと難しいという方に対してサポートするという内容になっております。

該当者等ですけれども、マイナンバーカードの交付申請を希望する区民の方。

委託の理由です。総務省から各自治体に向けて、マイナンバーカードの取得促進の取組の強化というのが要請されております。近年の申請・交付件数の増加による業務量というのが増えておりまして、区職員が一定の期間、申請サポートというのをを行うというのがちょっと難しいというものでございます。なお、当該委託費用については、補助金の対象でありまして、業務委託するほうがコスト面でも効果的でありますし、それほど専門的な内容ではございませんけれども、民間事業者のサービスやノウハウ、これを活用して、区民サービスが提供できると考えております。

効果でございますけれども、マイナンバーカードの交付申請を希望する方に申請サ

審 議 経 過

No.14

ポートを行うことで、さらなる普及促進を図ることができるだろうと思っております。

項番 3、一括承認基準の該当の有無はございません。

項番 4、過去の類似案件もございません。

項番 5、諮問理由、新たな業務委託のためでございます。

項番 6、取り扱う特定個人情報ですが、これは別表をご覧ください。

おめくりいただきまして、事業者が必要に応じて収集する情報となっております、これは交付申請書に書かれている情報でございます。氏名、住所、性別、電話番号、生年月日、個人番号、顔写真ということでございます。①から⑥につきましては、利用者に記入いただく個人情報です。記入漏れがないかなど、目視で確認が必要ということでございます。⑦顔写真につきましては、これは写真を撮って、プリントして、これを貼るということでございます。これらの情報を取り扱うというものでございます。

本体資料にお戻りいただき、情報の保護でございます。別紙 1、特記事項を恐れ入りますがお開きください。

変更したところは、第 2 条です。取り扱う特定個人情報等の範囲等ということで、先ほど申し上げました取り扱う個人情報、これに範囲を限定しているというものでございます。

本体にお戻りいただきまして、項番 8 です。ご審議いただく対象範囲でございますけれども、別表に流れ図があります。後ほどご説明いたしますけれども、二つございます。

(1) 写真撮影における顔写真の取扱い、(2) 申請書記入補助における特定個人情報等内容確認の取扱いの 2 点でございます。

別紙 2 をご覧いただきたいと思っております。

今回委託する業務フローが書かれております。審議する対象範囲は先ほど申し上げた 2 点でございます。表につきましては、表頭をご覧いただき、区民の方がいて、右隣が豊島区、業務委託ということでございます。パターンは I、II、III、区民の欄を見ただけとありますけれども、パターン I をまず、基本形でございますので、これをご覧ください。

パターン I です。ID 付交付申請書を持参してくるパターンということで、まず、ID 付申請書とは何かということで、欄外に注釈がございます。ID とは、WEB サイト申請用の ID、23桁の番号で、これはマイナンバーから生成するユニークな番号ということでございます。スマートフォン申請用の QR コードが記載されております。郵送のときにもこの番号を使えば、マイナンバーカードを記載する必要がないというものでございます。

申請書ですけども、まず、制度が始まった平成 27 年度に一度皆さんにお送りをして、昨年末、令和 2 年 12 月から 3 月にかけて、75 歳以上の方を除く未申請者の方にもう一度お送りをしております。

表に戻っていただきまして、このパターン I です。その ID 付申請書を持ってきていただくというのは、一番多いパターンかなと思っております。これを窓口を持ってきていただくと、まず、業務委託の欄をご覧いただきたいんですけれども、(1) 写真撮影を行い

審 議 経 過

No.15

ます。これは区保有のカメラで撮影をして、それをプリントアウトしまして、それを確認いただいて貼ります。データは確認後、貼った後に削除します。これは、業者が削除するわけですがけれども、区職員もそのデータがきちんと削除されているということを確認いたします。

その下です。(2) 申請書の記入補助でございます。写真を貼り付けた後、記入漏れのチェック等を行います。

書類が整いましたら、来ていただいた区民の方にお返しをして、原則、区民の方にポストに投函していただきます。これで申請完了。区民の方に投函していただくのは、最終的に書類が用意できたけど、やっぱりやめようかなという方も場合によってはいらっしゃるかもしれません。最終的に、マイナンバーカード申請は任意でございますので、そこも区民の方にお任せしているというものでございます。

表の豊島区の欄の下のほうに代筆希望というふうにあります。場合によって、その申請書の代筆を希望された場合は、委託事業者ではなく、区職員の対応ということでエスカレーションを考えております。

本体資料にお戻りいただきまして、ただいま8番まで説明いたしました。9番、委託先です。本審議会承認後、入札で事業者を選定いたします。

10、契約締結予定日ですがけれども、本審議会承認後、入札後に締結をするというものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長：ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がおありでしたらお願いいたします。

B 委員。

B 委員：今、豊島区の職員がやっている部分を民間に委託するというのでいいんでしょうか。単純に言ったら。

会 長：事務局から。

総合窓口課長：総合窓口課長です。

現在は、こちらの申請サポートは行っておりません。4月、5月は実施していましたが、昨年末からたくさんの申請をいただいている、その交付の業務量が増えたので、一時休止にして、交付業務に専念しております。ですから、今は行っておりません。

会 長：B 委員。

B 委員：ごめんなさい。今はやっていないけど、豊島区として独自で、本来は本人が申請して、J-L i s に郵送するんですよね、本当は。それができない人のヘルプを、この間、豊島区はやっていただけ、これを委託するという、こういうことで、確かに今はやっていないかもしれない、前やっていたと、こういうことだというふうに思います。

逆に言えば、区の、いわゆる正式な業務というのと変ですけど、例えばよく国からこれをやりなさいと言われてやっている業務ではないというところもあるのかな。同時に、だけど補助金が出て、やるならやってもいいよと、こういうこともやってきたと思うんですけど、どうですか。

会 長：課長。

総合窓口課長：総合窓口課長です。

申請サポートそのものを直接やりなさいということはないですが、委員がおっしゃったように、まず、その業務について委託をすれば補助金は出ますし、まず、前段、大本として、一応国は、来年度末までに、ほぼ全ての国民が持つようにしようということで、補助金も来年度については出るということ、しっかり出るというふうな確認はしております。

その中で、豊島区としても交付円滑化計画ということで計画を立てていまして、先ほど申し上げたとおり、昨年末に申請書をお送りしたものの影響で交付数が増えているんですが、最近、夏ぐらいから、やっぱりまたぐんと下がってきておりますので、豊島区の計画をなるべく達成するという意味もありますし、豊島区としても申請数を増やしたいので、この取組をしているということです。

会 長：B委員。

B委員：私自身はマイナンバー制度ということとか、今の運用も含めて、やはり個人情報保護という点では、この間のデジタル化法案も含めて、大変不満がありまして、制度そのものには反対です。だから、これを業務委託して、どんどん進めるということについて、まず反対なので、反対ということだけは言わないといけないんですけど、反対なんですけど、でも、ちょっとそれは置いておいて、結局、例えば、はっきり言えば、J-L i sのほうはマイナンバーそのものを知っているんだから、住所と名前と、わざわざ何でマイナンバーを申請書に書かせるんですかね。書かなくても、住所と氏名と生年月日とをちゃんと送れば、向こうはマイナンバーを分かっているんだから。

私は、何が一番マイナンバー制度でおかしいかという、電子データだったら、もちろん、それが漏れる部分がありますよ、實際上。それはそれでシャットダウンをする方法はあるんだけど、それに加えて、わざわざ紙ベースにすることによって、紙ベースで保管するときのものすごい嚴重にやらないといけないとか、本人は分からないというと変ですけど、それをわざわざ書いたマイナンバーカードを持たされるとか、これ自体が、マイナンバーが流出してはいけないという情報だったら、リスクを高めていると思うんですよ。

今回もマイナンバーを使うというんだけど、百歩譲って、今度はマイナンバーを書かなくても申請もできるし、何でこんなにわざわざこういう仕組みになっているんでしょうかね。

会 長：課長。

総合窓口課長：なかなか国が設計した制度で、私から、あまりこうですと、ずばり申し上げられないところもありますけれども、先ほど別紙2で説明いたしました、窓口業務委託の流れという別紙2でございますけれども、先ほど説明いたしましたとおり、まず、委員のご質問のうちの幾つかですけれども、ID付申請書、IDというのが先ほど申し上げたとおり、マイナンバーから生成した23桁の番号なんですけど、これを書いていただければ、マイナンバー自体を書いていただくと、申請はできます。この番号は仮に流出したとして、マイナンバーには戻せないと言われております。

審 議 経 過

No.17

ということなので、まず、ID付申請書で申請した方については、委員ご指摘の部分はちょっとないかなと。ただ、このパターンⅡとかⅢというふうに、例えばID付を持っていなくて、白紙の申請書と呼んでいますけども、それでやりたいですといった方の場合は、おっしゃったとおり、マイナンバーを書きいただかなければいけないので、住民票などで、あるいは昔お受けした通知カードなどで確認をして、それは書いていただくということになります。

住所、氏名等でJ-L i sは分かっているというお話があったと思いますが、先ほどのご審議の中でもありましたが、本人を特定できるかということも大きいのかなと思いますので、マイナンバーの書き違いもあるかもしれませんので、やっぱり一意の番号、唯一のユニークな番号で申請していただいたほうが処理としても正確なのかなというふうに思います。

会 長：B委員。

B委員：いや、だから、さっき言ったように住所と、氏名と生年月日と、昔は性別も入っていて、性別はいろいろあるから、これが住基の基本情報ではないですか。これで十分ではないですかね。私はそう思っていて、制度の仕組みがそうなっているからしょうがないとおっしゃるんですけど、私はマイナンバー制度自体が、そういう意味ではわざわざ紙に書かせるということ自体がおかしいなとも思っております。

以上です。とにかく、私自身がさっき言ったようにこの諮問には反対です。

会 長：課長。

総合窓口課長：昨年度あった特別定額給付金のときもそうですけど、あれもスマートフォンから簡単にできますよということだったんですが、ご本人に入力していただいた情報が正しいかというと、実は漢字の字形にしてもそうですし、住所にしてもそうなんですけど、住民基本台帳に載っているそのものをきちんと皆様が入力してくれるかというと、そんなことはないんです。それで突合するのが実はすごく大変だったんですね、特別定額給付金のときも。

ということで、4情報はいただいて、おっしゃるとおり、絞り込めはするんですが、作業のことを考えても、そういうふうな突合をしていくよりは、ユニークな番号を使って、きちんと正確に正しくやっていくほうがいいのだろうなというふうに思います。

会 長：D委員。

D委員：これは、マイナンバー独自の問題もあると思うんですけど、業務委託の問題なので、第三者に業務を委託して、個人情報を出すリスクと比べて、削減される行政コストが膨大なのであれば、つまり比較衡量して、削減される行政コストのほうが十分に大きいというのであれば、承認できるのかなとは思ったんですが。

ただ、お話をお聞きして、本当に削減される行政コストが、出す個人情報に見合うものなのかというふうなところで若干心配になったのは、まず、業務量が7月、8月ぐらいになって、申請数が落ちているので、そうなってくると、豊島区の職員でも対応できるようになってくるのではないかと。あと、マイナンバーは、来年度ぐらいに

審 議 経 過

No.18

全員が申請する予定なので、それを前提に、来年度まで国庫補助対象というふうなことで、再来年度以降、打ち切られるということになってくると、補助がなくなっても、やっぱりマイナンバーの申請は終わっていないので、この事業は残り続けるというふうなことになってくると、果たして、今想定している個人情報を出すことに見合う行政コストの削減というのが今後も継続し得るのかというのが、つまり、第一に、申請数が落ちているというふうなことと、第二に、国庫補助が打ち切られるかもしれないというふうなあたりとの関係で、個人情報を出すことに見合った十分な行政コストの削減が将来的も見込まれるのかというふうな見通しについて、確信があるのかというふうなことをお聞かせいただければと思います。

会 長：課長、お願いします

総合窓口課長：先ほど申請数が増えていると申し上げましたが、国が、例えば未申請者に一括発送するとか、マイナポイント事業を使って申請数を増やすという、国の施策に左右されるものがあって、豊島区で計画的に読み切れない部分というのはどうしても出てきます。

先ほど、75歳以上の人にまだ送っていないというお話をしたんですが、これが、たしか12月にまた送るということらしいので、また、そこである程度は、年齢が75歳以上の方ですので、どのぐらい増えるか分からないですが、それ以降は増えるということもあります。今回、1月、2月の2か月間ぐらいを考えているんですけども、委員がおっしゃったような、コストの比較というところで、2か月間、その業務専門で2名から3名という人材をそこに張れるかという、本当にこの先、申請者ががたと減って、交付数がゼロ近くなってしまうということが、もしあるとすれば可能かもしれませんが、そんなことはなくて、1,000、2,000代をキープしている中ですので、きちんとコストの比較をしたわけではないんですけども、2か月、3人を張るところは、現状ではちょっと厳しいなというのが現場のほうの考えです。

会 長：D委員。

D委員：分かりました。その辺の見通しを立てて、随時見直しながら、コストとの比較でやっていただくというふうなことであれば、あえて反対することもないかなとは個人的には思っております。

会 長：ほかのご意見がないようでしたら、これを是とするか、非とするか、確認をさせていただきたいと思います。

是とする方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

会 長：お二人を除いて全員、あと残りの方は多数ということで、是とさせていただきます。

それでは、次の諮問に移りたいと思います。

区民相談課長：次の資料3・4、諮問第20号から第21号について、子育て支援課長よりご説明申し上げます。

子育て支援課長：それでは、ご説明させていただきます。諮問資料……

会 長：着席で結構ですので。

子育て支援課長：失礼いたします。

資料3と4をお取り出してください。訂正がございまして、差し替えになりましたことをおわび申し上げます。

諮問資料3でございしますが、まず、「としま子ども若者応援基金」を活用したひとり親家庭への食糧支援事業に係る児童扶養手当受給者の個人情報の目的外利用でございします。

内容でございします。児童扶養手当受給者の個人情報の提供を受け、児童扶養手当受給者に対して、としま子ども若者応援基金を活用した食料支援の案内及び支援を行うものでございします。

対象者等につきましては、児童扶養手当受給者、推定約1,100世帯となっております。

収集先は子育て支援課でございします。収集方法につきましては、子育て支援課が保有する児童扶養手当受給者のリストの提供を受けることとなっております。

理由でございします。児童扶養手当受給世帯に早期、かつ漏れなく支援を提供するためでございします。

一括承認基準の該当につきましては、ございませぬ。

過去の類似案件でございしますが、医療・福祉支援寄附金を活用したひとり親家庭支援事業に係る児童扶養手当受給者の個人情報の目的外利用となっております。

諮問理由でございします。一括承認基準の範囲に児童扶養手当受給者情報が含まれないためでございします。

取り扱う個人情報でございします、児童扶養手当受給者情報のうち、氏名と住所、児童扶養手当受給世帯の児童情報のうち、氏名と生年月日となっております、理由でございしますが、両方とも利用者に支援を案内・提供するためとなっております。

目的外利用する時期及び期間でございしますが、本審議会承認後、11月頃から利用開始できるように作業を実施してまいります。

続きまして、資料4をお取り出してください。

としま子ども若者応援基金を活用したひとり親家庭への食糧支援事業の委託に係る措置でございします。本事業は、児童扶養手当受給中の全てのひとり親世帯を対象とした食料支援を民間団体に委託し、実施するものでございします。

内容でございします。としま子ども若者応援基金を活用しまして、児童扶養手当受給世帯（推定約1,100世帯）へ、食料支援を委託により実施いたします。別紙2「としま子ども若者応援基金を活用したひとり親家庭への食糧支援事業委託の流れ」のとおりとなっております。事業内容は、支援事業を希望する者からの申込書の受領、区指定場所での配布、または郵送などによる申込み者への支援物資の提供でございします。

該当者につきましては、同じく児童扶養手当受給者、推定約1,100世帯となっております。

委託理由でございします。新型コロナウイルス感染症に伴う影響によりまして、ひとり親世帯は依然として経済的に厳しい状況にございします。早期に本事業を実施する必要性

審 議 経 過

No.20

がございますので、既にひとり親家庭支援の経験及びノウハウのある事業者を活用しまして、業務委託をすることで、迅速、かつ質の高い支援の提供が可能となるためでございます。

効果でございます。経済面、精神面での負担が重い、ひとり親家庭の負担軽減につながると考えております。

一括承認基準の該当でございますが、類似案件はございません。

過去の類似案件でございます。医療・福祉支援寄附金を活用したひとり親家庭支援事業の委託に係る措置でございます。

諮問理由につきましては、一括承認基準に該当しないためとなっております。

取り扱う個人情報につきましては別表をつけてございます。2枚目をご覧ください。

「取り扱う個人情報」の項目につきましては、事業者が収集する情報は氏名、住所、電話番号と家族構成になっております。その他、受託業務の処理のために必要となる個人情報で、収集に当たって事前に甲と協議し、区の承認を得たものについては提供いたします。理由につきましては、支援を提供するために必要であるためでございます。

続きまして、「情報の保護」についてでございます。別紙1「特記事項」のうち修正した条項になります。変更した条項につきましては、第2条の取り扱う個人情報の範囲などで、受託業務の処理のために区から提供される区の個人情報、受託業務の処理のために収集する次の個人情報につきましては、特定される範囲の内容を明らかにしてございます。⑥の「取り扱う個人情報」のとおりとなっております。

続きまして、第9条、持ち出しの制限でございます。業務処理上、必要であると認められるため、ただし、規定を設けて、持ち出しを「禁止」から「制限」と修正してございます。

前にお戻りいただきまして、審議する対象範囲でございます。別紙2の流れのうち、次の範囲でございます。受託者が希望者への支援提供に必要な個人情報を収集する際の取扱い。受託者が収集した個人情報を区に返還する際の取扱い。

委託先はNPO法人子どもWAKUWAKUネットワークを想定しております。

契約締結予定日は、本審議会承認後、10月末頃と予定しております。

続きまして、流れについてご説明させていただきます。資料4、別紙2をご覧ください。

今回の諮問事項になっております内容につきまして書かせていただいております。

対象者につきましては、子育て支援課で抽出しまして、①番、委託契約を締結いたします。次に、②番、事業の案内及び申込書を支援課から児童扶養手当受給世帯へ送付いたします。③番、希望者が申込書を受託事業者のほうに郵送いたします。ここで個人情報が発生いたします。④番、区指定場所、または郵送による支援の提供を受託事業者から行っていただきます。⑤番になります。希望がなかった方へ、案内の再送を区から行います。その後、⑥番、再送を希望される方につきましては、希望者が申込書を受託事業者のほうに郵送いたします。その後、郵送などによる支援の提供を経まして、⑧番、結果の報告をいただきます。最終的に事業が終了したときには、個人情報の返還をお願い

審 議 経 過

No.21

しております。

流れにつきましては以上になります。よろしくお願いたします。

会 長：ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

D委員：では、よろしいですか。

会 長：D委員。

D委員：すみません。ちょっとお聞きしたいんですけども、前回、去年の7月31日にかかった医療福祉支援寄附金を活用した児童扶養手当受給者の個人情報の目的外利用のときは、児童扶養手当受給者の情報について、氏名、住所、性別、電話番号を使って、児童情報について氏名、生年月日、性別を出していたんですけども、今回、児童扶養手当受給者の性別と電話番号を削って、児童扶養手当受給世帯の児童情報の性別を削ったのは、前回必要で、今回不要になった理由を教えてください。

子育て支援課長：前回、区から案内をお送りするときには、そこまでの情報は必要がなかったということで削除させていただいております。申込みをいただくときに、ご本人様から提供いただくことでご案内ができた、支援ができたということで、案内のところでは、収集のほうについては削除させていただきました。

会 長：D委員。

D委員：そういうふうな説明になってくると、前回、本当は必要ではなかった情報を出していたということで、だから、そういうクリアに説明されると、ちょっと困るところもあるんですけども、要は最小限の情報に削られたということで、ただ、この業務委託のほうでは電話番号を事業者が収集するという、その仕組みが変わったのは、目的外利用はしないで、事業者が電話番号を収集するというふうな仕組みが変わったのは、ちょっとどういうことなのか説明していただければ。

会 長：課長からお願いします。

子育て支援課長：申込みのときに、直接委託事業者のほうに申込みをしていただきますので、そのときに、受け取りに來れなかったときに、ご連絡さしあげる必要が出てまいりました。なので、直接申込み者のほうから、申込みの段階で連絡先を伝えていただく方式に変更させていただいております。

会 長：D委員。

D委員：分かりました。だから、当初の段階で目的外利用する必要はなかったというふうなことで、前回の審議会のほうで十分に絞り込まなかったというふうなこともあるのかなということですが、情報を絞り込まれたというふうなことで、今回に関してはよろしいのかなと思いましたが、去年の7月のものがしっかり審議しなかったということになるのかなというところが、ちょっと反省すべきところなのかなというふうな気もしますが、今回の点については一応了解いたしました。

会 長：支援課長からお願いします。

子育て支援課長：前回想定させていただきましたのが、申込書を送らせていただいたときに、戻ってきてしまった場合にご連絡さしあげる必要があるということで、電話番号などを記入いただいたんですけども、戻ってくるもの、郵送物が前回なかったということ

審 議 経 過

No.22

で、こちらから直接届いていませんかというようなご連絡をさしあげないで、支援の申込みのときで十分だったということで、前回と、やってみて必要であったか、なかったかということが判断できたということで、必要のないものについては、今回削除させていただいたということになっております。

D委員：分かりました。ありがとうございます。

そうすると、当初から性別は要らなかったのかなという気がしないではないような気がしますけれども、要は、そもそも最近、履歴書でも性別とか書かせるのは問題であったりしますので、これはそういうふうな配慮から、やはり性別が要らなかったと熟慮されて変えられたというふうなことでよろしいのでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

子育て支援課長：こちらにつきましても、ご案内さしあげるときに、女性ならではのものについて同封させていただいたりですとか、別のご案内ができるということも想定したんですけれども、前回も特にそういった形でのご案内をせずに、平等の、ひとり親家庭では使用できるものについては同封できたんですけれども、特にそこで性別に関わるもので出てこなかったということで、あえて今回は削除させていただいております。

D委員：分かりました。十分に絞り込まれたということでよろしいのかなと思います。

会 長：ほかにご意見、ご質問はありますか。

特にないようでしたら、決に移らせていただきたいと思います。

この諮問を是とする方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

この諮問はこれで終了させていただき、次の諮問に移りたいと思います。

区民相談課長：次の案件は諮問22号でございますが、諮問22号及び23号は、報告1と密接に関係する内容でございます。そのため、併せて説明させていただいたほうが、より分かりやすいと存じますので、先に諮問第24号をお諮りした上で、最後に諮問22号、第23号及び報告1をまとめてご説明する順番に、会長からのご承認をいただければ、変更させていただきたいと存じます。

会 長：承認いたします。

区民相談課長：ありがとうございます。それでは、資料7、諮問第24号について、健康推進課長よりご説明申し上げます。

長崎健康相談所長：長崎健康相談所でございます。健康推進課長と共にご説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、死産届に関する個人情報の目的外利用について、ご説明させていただきます。急に諮問を加えさせていただいて、ありがとうございます。

まず、内容でございますが、死産届に関する情報について、健康推進課（長崎健康相談所）が情報提供を受けるものでございます。

対象者でございますが、死産届（死産の届出に関する規定）により、父母等が市区町村長へ提出する届出でございます。年間約50件程度と聞いております。

審 議 経 過

No.23

収集先でございますが、総合窓口課から収集するものでございます。

収集方法でございますが、総合窓口課に届出された死産届から死産情報を基幹システムの共有Sドライブに添付し、健康推進課にその都度メールで連絡するものでございます。健康推進課は、共有Sドライブから死産情報を抽出し、総合保健福祉システムの(健康管理システム)に情報処理するものでございます。後ほどフロー図でご説明させていただきます。

理由でございますが、各母子保健施策を行うに当たって、妊産婦(妊産婦とは、ここでいう妊産婦は死産の場合を含んでおります)等への切れ目のない適切な支援を実施するためでございます。これにつきましては、添付させていただきました、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長及び厚生労働省統計管理官の連名の「母子保健施策のための死産情報の共有について」という依頼文によるものでございまして、その中に、死産届を受理する課においては、ここでは総合窓口課に当たりますが、母子保健担当課の求めに応じて、死産届に関する必要な情報共有に努めるよう依頼があったためでございます。

3の一括承認基準の該当の有無でございますが、今のところ、累計なしと該当なしとなっております。

過去の類似案件もなしとしております。

5番目の諮問理由でございますが、先ほど申し上げましたように、各母子保健施策を行うに当たって、妊産婦(死産の場合を含む)等への切れ目のない適切な支援を実施するためということで、過去の例になりますが、昨年度、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が生じたときでございますが、区としまして、妊産婦に不織布のマスク50枚をお送りするときに、死産情報は保健所のほうに直接届出があった場合やお知らせいただいた場合は、その方たちについて抜いたのですけれども、総合窓口課に死産届を出された方の情報がなかったために、その方にもそうしたものをお送りしたり、また、東京都からの事業で、1万円のタクシー券を妊産婦に送るという事業がございまして、そのときも同様でございました。

それから、国の布マスクを妊産婦にさらに各2枚送るという事業も7月から9月末にかけてございましたが、こちらも同様でございました。こうした事業があったこともございまして、先ほどの令和2年11月20日付の通知が出たというふうに理解しております。

また、続いて、つけさせていただきました令和3年5月31日の流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等についてということで、この文面の2になりますけれども、地方自治体において活用可能な事業ということで、流産や死産を経験した女性等へのグリーフケア等の支援ということで、今後、こうした支援が求められるということが想定されますので、そうした事業をしたいというときに、対象となる方々の情報を保健所で把握していないということについて、やはり必要であろうということで、それが諮問の大きな理由でございます。

取り扱う個人情報でございますが、母親の氏名、住所、生年月日、年齢でございます。これは対象者を正確に抽出するために名簿出力上、必要なものでございます。また、死

審 議 経 過

No.24

産があった年月日、届出日、対象者を抽出するために必要とっております。それから、もう一つ、単胎と多胎の別というのがございまして、これは、多胎の場合で二卵性の場合、妊娠継続をする場合がございますので、その確認のためにやはり必要とあって、情報として収集したいとっております。

目的外利用する時期及び期間でございますが、本審議会承認後、直ちに利用開始できるように作業を開始したいというふうに思っております。

フロー図でございますが、区民（妊産婦）が死産届を総合窓口課に提出し、総合窓口課で基幹システム共有Sドライブに死産情報データを貼付していただきます。作業終了後に、健康推進課に貼付しましたというメールで連絡をいただき、健康推進課は基幹システムの共有Sドライブより死産情報を抽出し、総合保健福祉システム（健康管理システム）に情報処理するものでございます。この情報処理したものを健康推進課と長崎健康相談所が目的外利用するという流れになっております。

非常に雑駁な説明ですが、私からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

会 長：ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はありますか。

B 委員。

B 委員：大変大事な問題だと思います。やはり流産、死産、そういう経験というのは、本当に物すごく大変な経験というか、妊産婦さんにとってはなる。ただそれを、いわゆるこの間、保健所が母子保健とかをやりながらも、その情報が共有されていなかったというのは、やっぱりどこかで、どうやってやるかということで、今回指摘があったというのは大事だと。

この資料を今ぱっと見せていただきましたが、活用についても、今後も、いわゆる母子保健という立場から、それに対する対応もグリーンケアというのもやっていくとか、あるいはそんな話も出ていて、大事だなと思っております。

私も今、調べ切っていないんですけど、いわゆる死産、流産、それから中絶というようなことがありますけど、そういうことを正式に届けるのは、総合窓口課に全部届けることになっているんでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

長崎健康相談所長：根拠となっておりますのは、先ほどお話しいたしました、ご説明に書いております死産の届出に関する規定というもので、一応ここには死産届があった場合は届けるという形になっているんですけども、その死産届出書には、死産証書ということで、医師の記載がございまして、医師のほうでそれについて書いていただいて、それを届けるということで、例えばそうした医師にかからない場合とか、それは一応届けるという規定にはなっておりますが、届け出られていない方もいらっしゃるかどうかという事は、想定はしております。

会 長：B 委員。

B 委員：何週だと中絶できて、何週だとできないとか、そういう意味では、そういうことも含めて、いわゆる流産の場合は、では、基本的には医師がちゃんとやって、それを届けることになっているというふうに考えていいんですね。医師が関われば、中絶も含めて届

審 議 経 過

No.25

出をするという法律になっているということなんですか。

会 長：課長、お願いします。

長崎健康相談所長：すみません。この規定をお出ししていないので大変恐縮なんですけれども、公衆衛生時に、特に母子保健の向上を図るために死産の実情を明らかにすることを目的にするということで、この規定は、死産とは、妊娠第4か月以降における死児の出産をいい、死児とは出産後において心臓や随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものということで、全ての死産はこの規定の定めるところにより届け出なければならないというふうに、第3条に規定はされております。

会 長：B委員。

B委員：すみません。だから、ごめんなさい、いわゆる住民記録的なところ、総合窓口課とかに届出を、そうすると全て医者が関わればするという事になっているかどうかということを知りたかった。

さっき話があったのは、一番最初にあったのは、そういうちゃんとした手続をせずにやった場合なんかは分からないよという説明だったと思うんですね。それで、そういうことがあった場合に、届出をするのは父母等と書いてあるけど、では、場合によっては医者もやるというふうになっているのかとか。

何が一番言いたいかというと、逆に言うと、全てのそういう情報は行政は持っているんだろうかということなんですね。中絶の経験とか、そういうのを役所に届けると、私は聞いたことがあまりなかったものですから、そこは難しいのではないかなとちょっと思ったんですが、どうですか。

会 長：事務局から。

健康推進課長：長崎健康相談所長のほうから申し上げましたとおり、4か月以降は死産として扱うということなので、その場合は、医師の届出をもって届出がなされます。

一方、中絶件数というものは別途把握してございますけれども、すみません、勉強不足で。そこを個々の事例として出しているかはちょっと認識しておりません。件数だけだったと思います。

会 長：B委員。

B委員：分かりました。だから、多分いわゆる4か月以上で出さないといけなくて、届け出していれば、この方がそうだという個人情報として行政が持っていて、それについて、まず共有しましょうという、こういう今回の目的外利用だということで確認をさせていただきました。

さっき、最初から言ったように、やはりこれは情報としては共有は必要だろうし、しかしまた同時に、物すごくセンシティブで、知られたくない、言われたくないという本人もあるんで、やはり取扱いには本当に、まだ全部読んでないんですけども、ちょっとすみませんが、注意しながら、でも、一人一人が大切にされるような方向でやられていくことを要望しておきます。

以上です。

会 長：E委員、お願いします。

審 議 経 過

No.26

E委員：年間2万人の方が、日本では死産、流産で亡くなられるということで、私も伺って、国も早急な対策に出てきたということで、特にこの添付されている東京都からの発信を見ても、死産の情報が届かなかったということによる非常に心理的負担というようなこともこの文章で書いてありまして、やはりここは何とかしないといけないということで、今、課長からもお話を伺ったところです。

それで、こういうことによって、そうした心理的な負担ということを削減するとともに、今後、今やっている産後鬱対策というところにも支援、実際にそういうサービスを受けられるようにということになってくるんだと思いますけども、この辺は今、現状はどうなっているのでしょうか。

会 長：事務局からお願いします。

健康推進課長：産後鬱対策に関しましては、委員、ご懸念のとおりでして、コロナの影響もあるとは言われておりますけれども、基本的には、新生児訪問、赤ちゃん訪問ということで、全家庭に対して保健師、または助産師が訪問を行っております。

また、その上で、出産よりも前から全妊婦の方にゆりかご面接というものを助産師が行っておりますので、まず、出産前の段階で、聞き取りの中で、少しこの方はリスクがあるのではないかという方に対しては、ハイリスクの方には個別的な支援計画を作成いたしますし、そうではない方も定期的にフォローをしていくと。

そして、出産後に、さらに鬱の傾向を測る数値というものがございますので、そういったものが高い方に関しましては、産後ケア事業というものをご案内して、母体を休めて育児を確立するための、事業の確立といったことも目的にしながら、そういった事業もご案内してフォローはしてまいります。

会 長：E委員、お願いします。

E委員：今後はそういった死産、流産で亡くなられた場合も、そういうケアをしていくというようなことになっていくのかなというふうには思っているんですけども、そういう意味では、今回の目的外利用については、そうした情報を共有していただいて、的確なサービスが提供できるようなきっかけとなるというふうに思っておりますので、確認させていただきました。

会 長：ほかにございませんようでしたら、決に移らせていただきます。

本諮問を是とする方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

それでは、次の諮問に移らせていただきます。

区民相談課長：次は、資料5、6、諮問第22号、第23号について、引き続き、健康推進課長よりご説明申し上げます。

また、先ほどご説明させていただきましたとおり、報告1と関連が深い案件となりますため、報告1も併せてご説明いたします。

なお、報告1につきましては、お手元の規定集の赤いインデックス「基本的な考え方」の49ページにございます「業務委託に関する審議会事前一括承認基準」に該当する業

審 議 経 過

No.27

務を新規に行った場合は、諮問を省略して委託が可能なもので、そのご報告をするというものでございます。内容につきましては、審議会事前一括承認基準に合致していることは既に確認しております。

会 長：お願いいたします。

健康推進課長：よろしくお願いいたします。着座にてご説明いたします。

では、資料5、資料6、報告1まで、まず続けてご説明でよろしいでしょうか。

会 長：それでお願いたします。

健康推進課長：はい。お願いいたします。

まず、資料5をご覧くださいませ。

諮問資料（電算処理）、件名としましては、項番1、在宅医療・介護連携のための完全非公開型SNSの導入のための電算処理ということです。

項番2、業務の概要です。こちらは、在宅療養者の方が非常に増えていて、その方々のフォローアップをどういうふうにしていくかということは大きな課題になっておりますけれども、その中のシステムとして、既に他の自治体で活用されているものを導入できないかというご相談になります。

内容ですが、新型コロナウイルス感染症陽性者のホテル療養、これは主に都の場合は東京都が運営しております。酸素ステーション、現在も東京都が運営をしております。それで使用されている「完全非公開型医療介護ネットワークシステム」、商品名を「LAVITA」という、日本光電という会社が実施しているものでございます。LAVITAと申し上げます。そちらを用いて、新型コロナ在宅療養者の健康状態について、健康観察を委託する地域の医療関係者と情報を共有し、受診を調整するなどを行うための電算処理を行います。LAVITAを活用することで、新たな電算処理により取り扱う個人情報の諮問になります。

対象者ですけれども、新型コロナウイルス感染症の患者様で、入院申込み中の自宅待機及び状態観察が必要とされる在宅療養者の方になります。

理由ですけれども、申し上げましたように、健康観察ツールとして、既に東京都等において活用されているこのシステムは、患者様の状況を的確に把握し、往診が必要な場合、受診が必要な場合の調整を即時に行うことができます。区内で入院の自宅待機、または在宅療養となった方の命を守ることに寄与することとなるため大きな理由になります。

項番3、一括承認基準の該当の有無は、該当はございません。

過去の類似案件も該当がございません。

5番、諮問理由ですけれども、本業務は、新たな保有個人情報の電算処理であるためです。

取り扱う個人情報ですけれども、電算処理するものとしましては、本システムの利用を承諾した患者の状況等のやり取りであり、別表のとおり。後ほどご説明いたします。理由としましては、医療関係者と区が、主に保健所ですけれども、情報共有することによって、自宅待機者、在宅療養の区民がよりよい医療が迅速に受けられるということに

なります。

開始時期は本審議会の承認後と考えております。

別表2をご覧ください。

取り扱う個人情報ですけれども、基本情報としまして、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、家族等の状況になります。医療介護に必要な情報としましては、基礎疾患、病状の経過、使用薬剤、医療検査データ、そして、12番として、レントゲン等の画像データを示しておりましたが、こちらは再度内容を見直しまして、削除させていただくこととしました。訂正になります。申し訳ございません。13番として、その他医療介護関係者の連携に必要な情報、経過の中で必要な情報が出てきたら、それも含めていただくということにしております。

あわせまして、資料6、本件に関する電子計算機の結合に関する資料をご覧ください。

件名、同じく、SNSの導入のための電子計算機の結合になります。

内容は申し上げたとおりで、適切な医療にLAVITAを用いてつなぐことができるように、電子計算機の結合を行います。

対象者は同じになります。

3番、相手先としましては、新型コロナウイルス感染症患者様の健康観察業務委託事業者、こちらは歯科医師会、訪問看護ステーションと書かせていただいておりますが、少しご説明いたしますと、今、池袋保健所のある建物の中にアゼリア歯科というところがございます。今回、こういった自宅療養者の情報をまず委託の方にお渡しするに当たって、その個人情報が非常に重要であるので、こういった形で個人情報を共有するかというところを医師会含めて検討してまいりました。

アゼリア歯科さんのほうに、次の報告事項にも入るんですけれども、この方をお願いしたいということ、同じ建物であるので、一旦そちらに情報をお持ちして、そこで情報の処理をいただいた上で、訪問看護ステーションに、こういった方の依頼が来ているからお願いしますということで投げさせていただく。その上で、訪問看護ステーションが必要なときには医師会と連携をしながらフォローをしていただくと、そういう仕組みになってございますので、この2団体の名前が出てございます。

4番、結合方法ですが、区の職員が区所有の端末から結合いたします。理由は先ほどと同じです。

項番5番に飛びまして、諮問理由でございますけれども、本業務は新たな個人情報を含んだ電子結合の可能性があるので。

取り扱う個人情報は同じですけれども、理由としましても、よりよい医療が受けられるためと考えております。

同じく審議会承認後に開始を考えております。

別表は同じですが、ご覧ください。先ほどと同じように、12番のレントゲン等の画像データは、内容を見直しましたので、今回削除させていただきます。基本情報1から7番、医療介護情報8、9、10、11、13ということでお届けをしております。

審 議 経 過

No.29

こちらが新しい、いわゆるツールを使って、電子カルテというか、非常に閉じた状態でのカルテといいますか、その患者様の様子を見られる状態なんですけど、では、今はどうしているかということなんですけれども、報告事項として、ちょっと申し上げていることがございますので、ご覧ください。報告1になります。

業務委託報告資料になります。件名、新型コロナウイルス感染症患者等の健康観察業務委託。

項番2、業務の内容ですが、患者等に対する電話による健康観察です。内容は、区内で入院の待機及び自宅療養となった患者様に対する電話による健康状態の観察及び状態が悪化されたときの医療の調整を委託してございます。

対象の方は、新型コロナウイルス感染症の患者様の中で、入院待機中の方及び状態観察が必要な自宅療養者ということで、1日に、こちらは見積もって30人としておりますが、大体、中等症1以上の方ということになります。

報道等にもありますように、自宅療養者の数は非常に増えているということで、豊島区においては、9月3日の集計ですと、全ての療養者が977人いらして、その中で自宅待機及び自宅療養になっている方が756名、77.4%の方がそういった状態にございます。

ただ、その中で中等症1以上というのと、1日の大体の見積りでいくと、10名から15名が出てくる感じですが、もちろん、最初軽症であって、その後、中等症に移行される方がいらっしゃるんですが、届出の段階で、既にこうした医療が必要になるだろうと思われる方は、割合的にとても高いわけではございません。

一方で、そういった方々への、数が少なくても、1人当たりに、聞き取りであったりとか、医療調整であったりとか、非常にケアに時間がかかるというのが実情でございまして、状態が非常に悪い場合には往診を手配して、その後入院を手配してということで、1日に一人しか対応できないとか、そんなこともございます。ということで、1日30人の委託ではあるけれども、そのことで保健所の業務で主な部分を占めている部分が非常に医療につながれるということで意義深いと考えてございます。

長くなりました、すみません。理由ですけれども、状態変化に24時間の対応が可能となります。訪問看護ステーションの方々がこの番号におかけくださいということで、番号を伝えていただいております。命を守ることができると思います。医師会や往診医の特別な医療団体もございますので、そういったところを活用しながら医療につなげてございます。

3番、取り扱う個人情報ですけれども、先ほど申し上げたものに加えまして、緊急連絡先、家庭環境等も加えてございます。事業者が収集するものとしましては、健康状態、医療状況になります。

収集禁止事項の有無はございません。

項番5、守るべき事項の該当性ですけれども、個人情報保護の管理責任体制は所管課により確認をいたします。取り扱う個人情報のセキュリティー対策に関しましては、個人情報を紙媒体で提供する委託になります。申し上げました資料5、資料6の諮問の部

審 議 経 過

No.30

分がまだ通ってございませんので、現在はず、患者さんそれぞれのカルテをお持ちして、紙媒体で情報を提供してございます。3、業務の再委託ということは、再委託の内容は電話による健康観察で、再委託先が豊島区看護師会となります。委託先が歯科医師会であるのは先ほど申し上げた事情になります。

審議会事前一括承認の該当性に関しましては、類型17に該当いたします。

委託の時期ですけれども、こちらの書類では、令和3年9月空欄から継続としておりますが、調整が整いましたので、8月31日に契約を締結しまして、もう既に業務を開始してございます。

こちらの資料、別紙の最後のページをご覧ください。流れがでございます。

個人情報の流れとしまして、左端が患者様、真ん中が区、すなわち保健所、右側が委託業者、すなわち歯科医師会であり、看護師会でございます。

まず、①番として、保健所が疫学調査を行う場合に、ご本人に委託の業者による健康観察を行うということのを了承いただきます。了承された場合に、委託業者に対して、③個人情報の中に書かれている情報を送付とありますが、現在まず紙でお持ちして、歯科医師会、アゼリア歯科のほうでスキャンをいただいて、情報をまとめていただいた上で、さらに訪問看護ステーションに投げさせていただくという形になります。情報が整いますと、電話による健康観察及び緊急時には訪問看護の方がご訪問いただいたり、医療の提供の調整になります。体調悪化時には随時健康相談ができるということが⑤です。最終的に、健康観察期間が無事に終わりましたら個人情報の返還ということで、保健所のほうにお戻しいただくことと、業務報告の提出をいただくことになっています。

こちらがご報告になります。

ご説明は以上です。

会 長：ただいまの件に関しまして、ご質問、ご意見がございましたら、お手を挙げてください。

F委員、お願いします。

F委員：資料を拝見させていただきました。情報提供の中で、例えば資料5、それから資料6のところでは、家族等の状況というふうなデータ提供があります。また、報告書のほうでは、第2条のところでは家庭環境、若干言葉は違っていると思いますけれども、事業ごとに表現を、データを集める内容によって、若干表現は変えていると思いますが、この事業に関わるところの情報ということで、主に主要点としてはどうなんですか。家族構成とはまたちょっと違うと思いますけど。

会 長：事務局の課長、お願いします。

健康推進課長：ありがとうございます。家庭環境というところで、最も大きいのは国籍、国名までは問いませんけれども、日本語が通じる相手なのか、外国人なのかということで調整の部分が少し変わってくるということであったりとか、あと、濃厚接触者として、お子様がいらっしやったり、ご高齢の方がいらっしやったりということで、その分の調整も急ぐような場合もございますので、そういったことを含めて家庭環境と書かせていただいております。

審 議 経 過

No.31

会 長：F 委員。

F 委員：念のためということで、条例のほうを見てみますと、適正情報の収集、収集禁止事項ということで、それに触れない中で情報を収集するということで確認させていただきます。

以上です。

会 長：G 委員、お願いいたします。

G 委員：すみません。もし聞き違いだったら申し訳ないんですけど、医療介護情報の中で、レントゲン等の画像データを消してくださいと、今話がありましたけど、間違いないんですか。これはなぜですか。

健康推進課長：当初、レントゲン等の画像データを考えていたんですけども、実際にこれまでほかの方々も病院とのやり取りの中で、レントゲンの所見を耳で、言葉で聞くことはあっても、画像を見せてもらうということはまずなかったということで、こちらはやっぱり必要がないかなという判断に至りました。画像の所見というものは、医療検査データの中に含まれてきますので、画像そのものを見る必要はないという判断に至りました。

G 委員：そういうことですね。分かりました。歯科医師会なので、レントゲンのデータが読めないのかなという、医療データが。ちょっと気になったもので。だったら、抜本的に依頼先を変えるべきではないかなと。というのは、画像データというのはとても大事なので、特にコロナの場合。ちょっと気になりましてご質問させていただきました。了解しました。

会 長：B 委員。

B 委員：コロナ対策の本当に最前線で頑張っておられる課長、本当にお疲れさまです。

それで、今の説明で、実際にもうこの業務委託の業務は始まっていると。それで、同時に、これから使う SNS はこの承認の後ということであり、かつ、既に東京都が使っているものだということが分かりました。

そういう中で必要なものだろうということが分かりますので、諮問には賛成をするんですが、ちょっとやっぱり、何で歯科医師会が、ここで、まず委託を受けたのかというのは、なかなか分かりにくいと思うんです。アゼリア歯科があるからと言われても、だからというふうにはなかなかちょっとイメージとしてならないので、変な話、訪問看護の看護師会が全部直接受ければいいわけではないですか、すっきり。そうするとすっきりするのに、なぜ歯科医師会が受託をする形になったかというのをもうちょっと分かりやすくお願いします。

健康推進課長：ありがとうございます。大きく 2 点ございまして、まず一つは、訪問看護ステーションの方にご依頼をするときに、当初、私たちは、保健所に訪問看護ステーションの方に来ていただいて、そちらで紙を見ながらやり取りをしてということを考えてございましたが、訪問看護ステーションの方はその専属ではございませんので、通常の業務がおありの中で並行してやっていただくという難しさもあり、訪問看護ステーションは、それぞれのステーションにいらっしゃるというところはなかなか変えられない。

そうなる、どうやって情報を渡すかというときに、スキャンする、パスワードとか、いろいろ考えたんですけど、すごいたくさんの方をお渡しするときに、発生届等の間違いが起きては非常に問題であるということで、その部分が非常に高いハードルがございました。そういったこともあって、歯科医師会の先生方にご協力いただけるという話が出てきました。

その背景としまして、豊島区のほうでT I Tと言われるとしま区在宅感染対策チームというものがございまして、T o s h i m a I n f e c t i o n C o n t r o l T e a m、T I Tというものがコロナ禍で立ち上がってございました。M C SというM e d i c a l C a r e S t a t i o nという、そちらも閉じたネットワークがあるんですが、現在、これが始まる前は、患者様の往診等を依頼するときには、豊島区の保健所もそのメンバーに入って、その場でご依頼をする形を取っていたんですけど、そのメンバーの中に歯科医師会の先生方も深く関わっていらっしゃいました。こういった方の往診というときに、常に歯科医師会の先生方も問題意識を持って関わってくださっていたので、豊島区全体として、支援という考えから協力いただいていると、そんな流れになります。

会 長：B委員、お願いします。

B委員：そういうところでアゼリア歯科は保健所にもあるので、そこを事務局的な取扱いをお願いしているというふうになっていて、分かりました。

それで、あとは、先ほど画像データもということなんですけど、あと、基本的には区として、中等以上の方の健康観察については、もう看護師さん等にお任せというか、その部分をやっていただいて、それ以外の部分をやるとともに、疫学調査ということもやっていくということがあって、やる仕事はまだまだいっぱいあるところだろうというふうに思います。

あと、ごめんなさい。何かを聞こうと思ったんですけど、ちょっと忘れてしまいました。取りあえず忘れてしまったので、以上で。結論も申し上げました。

G委員：G委員、お願いします。

G委員：すみません。ちょっとしつこいんですけど、画像データの件なんですけど、これは医療検査データの中に入っているというふうにおっしゃっていたんですけど、これは例えば現場で、看護師さんなりなんなりが、スマホなりなんなりで視認できるような形になっているんですかね。それとも、こうですという文書だけなんですか。

とてもこういう基本的に大事なものだと思うんですね、この部分は。特に文章よりも、常に状況が動いておりますから、特に家庭なんかの場合ですと、なかなかそういったものはございませんから。逆に、そういった画像データがあると、極めて迅速に判断しやすいと思うんですね。それをあえてここから、大事なデータなのではないかなとちょっと思ったもので。

それが、先ほど課長がおっしゃったように、医療検査データの中に入っているのでしたら、大変申し訳ない質問なんですけれども、もしそれがそうでなければ、できれば画像で見られるような、せっかくここまでやるんですから、システムをつくっていただ

ければなというふうにちょっと思ったもので、お話をさせていただきました。

以上です。

会 長：事務局、お願いします。

健康推進課長：ご意見ありがとうございます。医療としては個々の先生方が保有されるものだと思うんですけども、やっぱり所見として、コメントで出てくるので、画像の所見を話し合う場ではない、どう読むかを話し合う場ではない。コロナは非常に典型的な画像が多いものですから、そういったコメントを取ることで、十分、中等度からどう移行しているかという判断は可能と考えました。

これまで多くの重症の方の入院調整をしてきていますけど、やっぱり呼吸状態としてパルスオキシメーターの数値であったりとか、あと、全身チアノーゼが出ているとか、呼吸回数が幾つとか、そういうバイタルのところで非常に入院につなげていくことが多いもので、レントゲンの所見が変わっているということが必須ですと、逆に取れない人も非常に多かっただけというところもあるんで、今のところはこれで十分なデータかと思っておりますが、ご意見として頂戴いたします。ありがとうございます。

B 委員：では、思い出しました。

会 長：B 委員、お願いします。

B 委員：東京都が使っているシステムの内容は多分あるんだろうと思うんですね。そこに画像データは入っているというようなことになるんですか。そうでもない。なぜ、そもそも画像データというのが出てきたかというのが、削除されたからこそ、ちょっと気になってしまうんだと思うんですね。

これは、普通は必要だろうというふうに皆さん思う。私もそう思ったので、そのところで、私はただ、やっぱり画像データは結構重たかったりいろいろするし、なくてもいいなら、ないほうがいいのか、いろいろちょっと思ったりしたんですけど、なるべく載せなくていいものは載せないということもあるし、実際上の運用が、やってみたら、私の理解で、言葉で中等症 1 ですとか、今度は中等症 2 程度に肺炎の状況がさらにひどくなりましたと書いてあれば、それで、今度は緊急入院ですよとか、そういうことが看護師さんなりが分かればいいという程度で、程度と言ったら悪いかな、ということなのかなと個人的には理解したんですね。

そもそも、そこにあるリストそのものが、さっき言った非公開型 SNS の導入の中に既にあって、今まで使っていたものかどうか。区として、新たにこれが必要だろうとやったのか、その辺も改めてちょっとお伺いします。

会 長：事務局からお願いします。

健康推進課長：まず、L A V I T A のイメージが伝わりにくい部分があるかと思います。失礼いたしました。

ご入院された経験がおありの方がどれぐらいいらっしゃるかわからないですけど、病棟とかで使う看護師さんの経過板、温度板みたいなものがありまして、それには、昔は手書きだったんですけど、熱型が書いてあって、バイタルの数値が書いてあって、医師のコメント、画像所見、治療内容みたいなものが一覧で見れるようになっているもの

審 議 経 過

No.34

が、そういったものをイメージしてございます。そのところに画像が貼り付けてあるかと、それはもう個別のところへ飛んでいく話なので、そこまでは要らないという感じのイメージです。

やっぱり肺の画像だけれども、本当にちゃんと判断するには、全てCTまで見ないと分かりません。アプリ上でCTの画像を見られるかといったら、それは非常に重いことになってしまうので、そこまでは必要ないかなと思います。所見として、コメントがどうなったか、サマリーを文字で書き込むことはできると思います。

あと、これまで使ってきたMCSの中で取り扱われていた情報と同じかということは、同じでございます。

会 長：それでは、諮問第22号、並びに23号、併せて確認を取りたいと思います。

これについて、是とする方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、いずれも是とさせていただきます。

報告事項も終了ということで、これで本日の議題は終了させていただきます。

最後に、事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

区民相談課長：本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。

今回は、前回、第2回審議会からの継続案件及び急遽案件として加えさせていただいた3件を含む7件について、ご審議いただきました。

また、今回も緊急事態宣言中の開催となり、大変な時期にかかわらず、お集まりいただき、誠にありがとうございました。

前回、第2回会議録については、作成に手間取っておりますため、後日、郵送にてご確認いただきたく、原稿をお送りいたします。原稿が届きましたら、お手数ではございますが、ご発言内容等をご確認いただき、誤り等がございましたらご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。

また、ここでお知らせががございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等が令和3年5月19日に施行されました。これに伴いまして、個人情報保護制度の見直しも行われ、個人情報保護法も改正されます。個人情報の改正に伴う条例の改正等については、ガイドラインの発表が令和4年春に予定されておりますため、詳細が分かり次第、情報提供させていただく予定でございます。

次回は、令和3年度第4回審議会でございます。12月の開催を予定しております。今後、日程調整のご連絡をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

会 長：それでは、本日は、これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

審 議 経 過

No.35

合 議 結 果	<p>議 事</p> <p>次の諮問事項について審議し、これを承認（答申）した。</p> <p>諮問第18号 私債権等管理支援事業の委託に係る措置</p> <p>諮問第19号 マイナンバーカード申請サポート窓口業務委託に係る措置</p> <p>諮問第20号 「としま子ども若者応援基金」を活用したひとり親家庭への食糧支援事業に係る児童扶養手当受給者の個人情報目的外利用</p> <p>諮問第21号 としま子ども若者応援基金を活用したひとり親家庭への食糧支援事業の委託に係る措置</p> <p>諮問第22号 在宅医療・介護連携のための完全非公開型SNSの導入のための電算処理</p> <p>諮問第23号 在宅医療・介護連携のための完全非公開型SNSの導入のための電子計算機の結合</p> <p>諮問第24号 死産届に関する個人情報目的外利用</p> <p>次の事項について報告された。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症患者等の健康観察業務委託</p>
提 出 さ れ た 資 料 等	<p>資料1 私債権等管理支援事業の委託に係る措置</p> <p>資料2 マイナンバーカード申請サポート窓口業務委託に係る措置</p> <p>資料3 「としま子ども若者応援基金」を活用したひとり親家庭への食糧支援事業に係る児童扶養手当受給者の個人情報目的外利用</p> <p>資料4 としま子ども若者応援基金を活用したひとり親家庭への食糧支援事業の委託に係る措置</p> <p>資料5 在宅医療・介護連携のための完全非公開型SNSの導入のための電算処理</p> <p>資料6 在宅医療・介護連携のための完全非公開型SNSの導入のための電子計算機の結合</p> <p>資料7 死産届に関する個人情報目的外利用</p>

審 議 経 過

No.36

	報告1 (1) 新型コロナウイルス感染症患者等の健康観察業務委託
--	----------------------------------